

## 福岡市の同行援護

### (1) サービスの内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

### (2) 利用できるサービスの内容

- ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ・ 排泄・食事等の外出先での必要な介護
- ・ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など外出する際の必要な援助

### (3) 利用できる外出内容

ア 社会生活上外出が必要不可欠な外出

- ① 市役所・区役所等各種手続、相談等のための外出
- ② 郵便局、銀行等金融機関利用のための外出
- ③ 医療機関への受診、相談のための外出
- ④ 入院・入所中あるいは在宅療養中の家族及び知人の見舞いのための外出
- ⑤ その他上記に準じる外出

イ 余暇活動等社会参加促進のための外出をする場合

- ① 本市において開催される催しや大会、研修会などに参加するための外出
- ② 利用者の子どもの学校行事への参加のための外出
- ③ 公的施設利用のための外出
- ④ 買物・理美容のための外出
- ⑤ 習い事・サークル活動などのための外出
- ⑥ その他上記に準じ社会参加の観点から適当と認められる外出
- ⑦ 宿泊を伴う外出

※散歩（目的地を定めない外出）でも利用できます。

### (4) 利用が認められない外出内容

- ① 通勤、営業活動等経済活動に係る外出
- ② 社会通念上適当でないと認められる外出（例：ギャンブル、飲酒を目的とした外出等）
- ③ 募金、宗教、政治的活動等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出  
（ただし、葬式、法事等一般的慣習として行われている行事への外出は利用可）
- ④ 通年かつ長期にわたる外出（例：通園、通学、施設、作業所への通所等）
- ⑤ 介護者、ヘルパー及び利用する事業者関係者が運転する車を利用した外出  
（タクシーは可）

## (5) その他

- ① ヘルパーの付き添い中の交通費や施設入場料等（食事代を除く）については、利用者の負担となります。
- ② 自宅以外が起点・終点となる場合（外出先から別の外出先への移動）も、利用が認められます。
- ③ 利用が認められない外出先が移動の起点・終点になる場合や一連の外出の中で一箇所でも目的地に含まれる場合は当該サービス全体が報酬算定の対象となりません。例えば、施設からの病院に行く場合や学校から病院に行く場合など。（通所や通学等を実質的に支援していると考えられるため、対象外となります。）
- ④ 目的地でご利用者が活動中の時間帯であっても、ヘルパーが実際に介助している時間は報酬算定が可能です。ただし、事故があったときの責任関係など、事前に利用者話し合っておき個別支援計画などではっきりさせておく必要があります。
- ⑤ プールや温泉等施設の管理者がいる場所の利用中は原則報酬算定対象外ですが、食事、排せつ、移動の介助、着替えの介助は報酬算定の対象とします。
- ⑥ スポーツの指導や相手などはガイドヘルパーの本来業務とはならないため、報酬算定の対象としません。例えば、マラソンの伴走、水泳等をヘルパーと一緒にすること。
- ⑦ ヘルパー及び利用する事業所関係者が運転する車を利用しての外出する場合は、別途道路運送法上の許可等が必要となります。（その上で、運転時間中は報酬の算定対象外。）これらを受けずして実施した場合、一連の介助全てが報酬算定の対象外となります。なお、運送に係る費用の徴収にかかわらず、道路運送法上の許可を受けずに、ヘルパーや事業者が車を利用して外出支援を行った場合は、道路運送法により処罰される場合がありますので十分注意してください。
- ⑧ 介護者が同伴できない時に利用できるサービスであるため、介護者が運転する車を利用した外出は同行援護の報酬算定の対象となりません。ただし、やむを得ない事情がある時は認められる場合がありますので各区にご相談ください。
- ⑨ 通園、通学の介助について同行援護の報酬算定の対象となりません。ただし、保護者の入院等、やむを得ない事情がある時は認められる場合がありますので各区にご相談ください。
- ⑩ 入院、入所している方は利用できません。
- ⑪ 通院時の介助については、後述参照。
- ⑫ 継続的に通院等が必要なため支給決定時間が不足する場合には、状況に応じて支給量を上乘せすることがありますので各区にご相談ください。ただし、その上乘せされた支給量は通院のための利用にのみ利用することができ、買い物などの他の目的で利用することはできません。例えば、通院の帰りに買い物による場合、買い物に要した時間は上乘せ部分を使用してはいけません。

## (6) 対象者

視覚障がいに係る身体障がい者手帳を有し、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の人。なお、障がい児にあっては、視覚障がいに係る身体障がい者手帳を有するか、それに相当する程度の障がいを有し、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の人を対象とします。

## (7) 利用が可能な時間

月40時間以内

## (8) 留意点

同行援護と移動支援サービスの併用はできません。同行援護が優先になります。